

平成 18 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 マルイチ産商
代表者名 代表取締役 今 村 忠 如
社 長
(コード番号 8 2 2 8 名証第二部)
問合せ先 取 締 役 宮 下 隆
経理財務担当
0 2 6 - 2 8 5 - 4 1 0 1 (代表)
0 2 6 - 2 2 4 - 5 4 6 5 (ダイヤル)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 56 回定期株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと等に伴い、変更、新設、削除等を行なうもので、その主な内容は次のとおりであります。

- (1) 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、定款変更案第 11 条に単元未満株式についての規定を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主総会運営の合理化、コスト削減を目的として、定款変更案第 18 条を新設するものであります。
- (3) 経営の迅速化を目的として、取締役の員数を 25 名以内から 15 名以内へ、定款変更案第 21 条に変更するものであります。
- (4) 書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行なうことができるよう、定款変更案第 28 条を新設するものであります。
- (5) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の締結を可能とする定款変更案第 31 条及び第 40 条を新設するものであります。
- (6) 内部統制の強化を目的として、監査役の員数を 4 名以内から 5 名以内へ、定款変更案第 32 条に変更するものであります。
- (7) その他現行定款の全般にわたり、「会社法」に対応した用語並びに引用条文の変更、条文の加除に伴う条数の変更等の変更を行なうものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 18 年 6 月 27 日(火)

定款変更の効力発生予定日

平成 18 年 6 月 27 日(火)

以 上

現行定款と変更案は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現行規程	改訂案
<p>第1章 総則 第1条から第3条 <記載省略> (新設)</p>	<p>第1章 総則 <現行通り></p>
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>(会社が発行する株式の総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は、63,000,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> (新設)</p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、63,000,000株とする。</p>
<p>(自己株式の買受け)</p>	<p>(株券の発行)</p>
<p>第6条 当社は、商法第211条ノ3条第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けすることができる。</p>	<p>第7条 当社は株式に係る株券を発行する。 (自己株式の取得)</p>
<p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。 当社は、<u>1単元の株式に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u></p>	<p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u> (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>
<p>第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。 当社は、<u>1単元の株式に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u></p>	<p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>
<p>(単元未満株式の買増し) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の株と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の株と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。 (新設)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式の権利制限)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第11条 当社の株主は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p>

現 行 規 程	改 訂 案
<p>(名義書換代理人) 第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り・買増し等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り・買増し、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、その他株式に関する手続および手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要のつど招集する。 (新設) (新設)</p> <p>(議長) 第13条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当る。 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第14条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要のつど招集する。 (定時株主総会の基準日) 第15条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 (招集地) 第16条 当社の株主総会は、長野市およびその隣接地において招集する。 (招集権者および議長) 第17条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当</p>

現 行 規 程	改 訂 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した<u>株主の議決権の過半数</u>をもってこれを行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 当会社の株主は、代理人に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、当会社の議決権を有する株主に限り、株主または代理人は、<u>株主総会ごとに当会社に代理権を証する書面を提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、<u>25名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。 取締役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠または増員により就任した取締役の任期は、在任取締役の任期が満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 当会社は、取締役会の決議により代表取締役若干名を選任し、うち1名を取締役社長とする。 当会社は、取締役会の決議により、取締役会長1名、</p>	<p>たる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに当会社に代理権を証明する書面を提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当会社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 当会社は、取締役会の決議により代表取締役若干名を選定し、うち1名を取締役社長とする。 当会社は、取締役会の決議により、取締役会長1名、</p>

現 行 規 程	改 訂 案
<p>取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を 選任することができる。</p>	<p>取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を 選定することができる。</p>
<p>当社は、取締役会の決議により、相談役および顧問を 選任することができる。</p>	<p>当社は、取締役会の決議により、相談役および顧問を 選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集)</p>	<p>(取締役会の招集)</p>
<p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議長)</p>	<p>(取締役会の議長)</p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬ならびに退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、それぞれ株 主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項に ついて書面または電磁的記録により同意したとき は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議 があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた ときはこの限りでない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規程)</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬ならびに退職慰労金)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第24条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、それぞれ株 主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第30条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価とし て当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」と いう。)、ならびに退職慰労金は株主総会の決議によっ て定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(社外取締役との間の責任限定契約)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第25条 当社の監査役は、4名以内とする。 (監査役の選任) 第26条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。 監査役の選任決議については、総株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもってこれを行う。 (監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に 関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠により就任した監査役の任期は、前任者の任期</p>	<p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外取締役との間に、同法第423条第1項の 責任を限定する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1 項に定める最低責任限度額を限度とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(監査役の員数)</p>	<p>(監査役の員数)</p>
<p>第25条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>
<p>(監査役の選任)</p>	<p>(監査役の選任)</p>
<p>第26条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。 監査役の選任決議については、総株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第33条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(監査役の任期)</p>
<p>第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に 関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠により就任した監査役の任期は、前任者の任期</p>	<p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時 までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任さ</p>

現 行 規 程	改 訂 案
が満了すべき時までとする。	れた監査役の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
(常勤監査役)	(常勤監査役)
第28条 監査役は、その互選により常勤監査役を定める。	第35条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。
(監査役会の招集)	(監査役会の招集)
第29条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
(監査役会の決議方法)	(監査役会の決議方法)
第30条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(監査役会規程)	(監査役会規程)
第31条 (条文省略)	第38条 (現行どおり)
(監査役の報酬ならびに退職慰労金)	(監査役の報酬等)
第32条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。	第39条 監査役の報酬等ならびに退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。
(新設)	(社外監査役との間の責任限定契約)
	第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。
(新設)	第6章 会計監査人
	(会計監査人の選任および任期)
	第41条 会計監査人は株主総会の決議により選任する。
	会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
	前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
	(会計監査人の報酬等)
	第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
	第7章 計 算
(営業年度および決算期)	(事業年度)
第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。	第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(利益配当金)	(剰余金の配当)
第34条 利益配当金は、毎決算期現在における最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	第44条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を支払う。
(中間配当)	(中間配当)
第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または	第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主

現 行 規 程	改 訂 案
<p>登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u> (以下「<u>中間配当</u>」という。)をすることができる。 (配当金等の除斥期間) 第36条 <u>利益配当金および中間配当金</u>は、その支払を開始した日から満3か年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 <u>利益配当金および中間配当金</u>には利息を付けない。</p>	<p>または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>をすることができる。 (配当金の除斥期間等) 第46条 <u>配当財産が金銭である場合は</u>、その支払を開始した日から満3か年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 <u>未払いの配当金</u>には利息を付けない。</p>